

第 1 1 章 環境保全行動計画



第 1 1 章 環境保全行動計画

1 刈谷市環境保全行動計画「エコアクション刈谷」

市も一事業者であるという考えのもと、環境保全のために市が取り組むべき具体的な行動内容を決め、「環境保全行動計画 エコアクション刈谷」と名づけ、市自ら率先して環境に負荷を与えないように、全庁的に推進すると共に、各職場で環境に配慮した行動が日常業務に定着することを目的としています。温室効果ガスの概念を追加し、平成 1 8 年 4 月に改訂を行いました。

さらに、この環境負荷削減の取り組みは、行政だけでは解決できるものではなく、市民の皆さん一人一人が、環境への認識を持ち行動することが大切であることから、広く市民の皆さんに環境保全の大切さを啓発し、実行してもらうため環境にやさしい行動例の一部として「家庭でできる環境配慮」も作成しました。

刈谷市環境保全行動計画

大 項 目	中 項 目	小 項 目	取 組 内 容
1 省エネルギーの推進のための取組	(1) 電気及び冷暖房・給湯等燃料の使用量削減	照明の適正管理	・業務上、照明の不必要な箇所は消灯する。(窓際などは自然光を活用する。) ・窓口業務等必要個所を除き、12 時から 13 時までの時間帯については消灯するよう各課で管理を行う。 ・蛍光灯本数の削減に努める。(場所を考慮して、必要最小照度の設定をする。) ・照明器具の定期的な清掃を行う。
		OA 機器等の適正管理	・必要時以外は電源を切るよう努める。(可能なものはコンセントを抜く。) ・パソコンは節電・待機モードを設定するとともに、こまめにシャットダウンするよう努める。 ・コピー、印刷枚数は必要最小限とし、使用時間の削減に努める。
		冷暖房機器の適正管理	・事務室の空調温度を冷房温度 28℃、暖房温度 20℃程度に設定するなど適正管理を行う。 ・時間外空調を極力減らすなど使用時間の抑制に努める。 ・エアコンフィルターの定期的な清掃を行う。
		クールビズ・ウォームビズの活用	・快適に過ごせるよう、適切な服装を心掛ける。
		冷蔵庫等の適正管理	・季節に応じて温度調節のスイッチを変更する。 ・共有利用等により設置台数の削減に努める。
		自動販売機の適正管理	・省エネルギー性能の高い自動販売機への更新に努める。 ・自動販売機設置台数の適正化に努める。
		職員のエレベーター使用の自粛	・荷物の搬入等必要時以外、職員のエレベーター使用を控える。
		時間外勤務の計画的実施	・ノー残業デーにおいては、定時退庁の徹底に努める。 ・計画的、効率的な業務を行い、時間外勤務の縮減に努める。
		省エネルギー機器等の導入・更新	・省エネルギー型照明機器及び空調機器(高効率蛍光灯、インバーター制御、人感センサー等)の導入・更新に努める。 ・ペアガラス等を設置し、断熱性の向上に努める。
		ガス給湯器・コンロ等の適正管理	・給湯温度の適正化に努める。 ・効率的な利用に努める。(流しっぱなし、沸かし過ぎ等を抑制する。)

2 省資源の推進のための取組	(1) 紙の使用量削減	紙の有効活用	・両面印刷、両面コピー、縮小コピーを徹底する。 ・裏面使用できる用紙等は廃棄せずに利用する。 ・印刷物の発注部数を精査し、必要最小限にする。 ・資料は最小限とし、できる限り共有化する。 ・文書ファイルの共有化に努める。 ・新封筒の使用は極力避け、使用済み封筒を保管し、庁内の連絡用等に再利用する。 ・ファックス送信票をつけずに送信するよう努める。
		ペーパーレスの推進	・パソコン等を利用し、紙による伝達方法を削減するよう努める。 ・プロジェクター、OA機器の利用を検討し、紙による資料等の削減に努める。
	(2) 古紙の資源化	使用済み古紙の再資源化	・紙類については、分別を徹底し、資源化を図る。 ・公文書等の廃棄文書については、溶解による資源化を徹底する。
	(3) 水の使用量削減	水の適正利用	・常に節水意識を持つように心掛ける。 ・洗い物をする時はため水をして洗う。 ・水道使用量を減少させるため、出来るだけ水量を低めに設定する。 ・節水ラベルを貼付する。 ・必要に応じトイレ流水音発生装置及び節水型器具の導入に努める。
3 環境に配慮した製品の使用のための取組	(1) グリーン購入の推進	グリーン購入の推進	・グリーン購入基本方針を遵守する。 ・購入物品は刈谷市グリーン購入対象物品表等から選定する。(適合物品がないときは、グリーン基本調達方針に準拠して選定する。)
4 廃棄物の減量とリサイクルの推進のための取組	(1) 廃棄物の発生抑制	ごみの発生抑制	・事務用備品の再利用に努める。 ・使い捨て製品の購入、使用を控え、詰替え可能な物品等の購入に努める。 ・生ごみ処理機の活用等、生ごみの減量に努める。 ・市が発注する製品については、最小限の包装とするよう努める。 ・ファイリング用品、各種事務用品等は、リユース（再使用）に努める。 ・売店等での買物の際は、袋を持参するよう努める。
	(2) 廃棄にあたっての環境配慮	ごみのリサイクル	・裏面使用可能な紙、不用な紙、新聞、雑誌、カン類等を分別できる場所を各課単位で確保し、リサイクルに努める。 ・行事、会議等の開催時には、ごみの排出をできるだけ削減し、リユース又はリサイクルできる資材、物品の使用に努める。 ・事務機器等の廃棄時には業者に対し、再資源化に努めるよう適切な指示をする。
	(3) 温室効果ガスの適正処理	代替フロンの適正処理	・エアコン、カーエアコン、冷蔵庫を処分するときは代替フロンを適正処理するよう取引業者に指示をする。 ・代替フロンを使用しない製品購入に努める。
5 公用車の適正使用及び低公害車の購入促進のための取組	(1) 低公害車、低排出ガス・低燃費車の購入	低公害車、低排出ガス・低燃費車の導入・更新	・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車を導入するよう努める。 ・低排出ガス、低燃費型の公用車の購入に努める。
	(2) 公用車の燃料使用量の削減	公用車利用の削減	・近距離の移動については、徒歩か自転車の利用に努める。 ・出張時においては、公共交通機関の利用に努める。

		エコドライブの推進	・必要時以外はエンジンを切り、アイドリング・ストップに努める。 ・低公害車、低燃費車の優先的な利用に努める。 ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。 ・エアコンの利用を控え、設定温度の最適化に努める。 ・タイヤ空気圧などの適切な点検、整備を行う。 ・不要物を積載しないよう努める。
6 公共施設整備、施設の維持・管理における環境配慮のための取組	(1) 計画・設計時の環境配慮の促進	省エネルギーに配慮した施設の計画・設計	・自然エネルギー等（太陽熱、太陽光発電、風力発電、バイオガス発電、燃料電池、自然採光等）を活用した施設の計画、設計に努める。 ・省資源・省エネルギーに配慮した施設の計画、設計に努める。 ・雨水等の有効利用に配慮した施設の計画、設計に努める。
		緑地面積の確保	・既存緑地の保全に努める。 ・在来植生に配慮し、敷地の緑化に努める。 ・動植物が生息できる自然的区域（ビオトープ等）の創造に努める。 ・緑のない場所に植樹、鉢植え等を行い、緑の面積を増やすように努める。 ・屋上緑化や壁面緑化の設置に努める。
		環境負荷の少ない施工工事の実施	・公共工事においては、グリーン購入基本方針に基づき実施するよう努める。
		公共工事における廃棄物の適正処理	・廃棄物については必要に応じ、マニフェストにより適正な処理を行う。
7 環境に関する意識の向上のための取組	(1) 職員に対する研修及び情報提供の積極的な実施	環境研修の推進	・職員の環境保全に対する意識を高めるため、職員への研修・啓発を推進する。
		環境保全活動の情報提供	・環境保全に関する講演会、展示会等機会あるごとに必要な情報提供に努める。
	(2) 環境保全活動への積極的参加の奨励	ボランティア活動の参加の奨励	・530運動等のボランティア活動へ参加しやすい環境を作るように努める。
		ノーカーデーの奨励	・毎月1回ノーカーデーを設定し、マイカー通勤の自粛に努める。 ・公共交通機関の利用、マイカーの相乗り、自転車、徒歩等による通勤に心掛ける。

家でできる温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。
まず、下に挙げた10の取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。

1 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることにより冷暖房の設定温度を工夫して過ごしましょう。



年間約33kgのCO₂の削減、
年間で約1,800円の節約

6 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりのほか、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。



年間約7kgのCO₂の削減、
年間で約4,200円の節約

2 週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいですよ。



年間約184kgのCO₂の削減、
年間で約9,200円の節約

7 ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いため、多くの電気を消費します。こはんは電子レンジで温めなおす方が電力の消費は少なくなります。



年間約34kgのCO₂の削減、
年間で約1,900円の節約

3 1日5分間のアイドリングストップを行う

駐車や長時間停車するときは車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。



年間約39kgのCO₂の削減、
年間で約1,900円の節約

8 家族が同じ部屋で過ごし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごす、暖房も照明も余計に必要になります。



年間約238kgのCO₂の削減、
年間で約10,400円の節約

4 待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い換えの際には待機電力の少ない物を選ぶようにしましょう。



年間約60kgのCO₂の削減、
年間で約3,400円の節約

9 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐごみになります。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。



年間約58kgのCO₂の削減

5 シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っている間、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。



年間約69kgのCO₂の削減、
年間で約7,100円の節約

10 テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけ選んでみるようにしましょう。



年間約14kgのCO₂の削減、
年間で約800円の節約

出典：環境省「地球温暖化パネル」

全国地球温暖化防止活動推進センター ホームページより

「エコアクション刈谷」取組内容進捗状況調査結果

平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの 1 年間における刈谷市役所各課等職員の取組み内容を調査しました。その主な結果は次のとおりです。

(1) 取組内容進捗状況について

市職員全体の達成率は 86.4%でした。

90%以上達成できた項目

- ・ 照明の適正管理
- ・ 冷蔵庫等の適正管理
- ・ 職員のエレベーター使用の自粛
- ・ ガス給湯器・コンロ等の適正管理
- ・ 使用済み古紙の再資源化

80%以上達成できた項目

- ・ OA機器等の適正管理
- ・ 冷暖房機器の適正管理
- ・ クールビズ・ウォームビズの活用
- ・ 時間外勤務の計画的実施
- ・ 紙の有効利用
- ・ グリーン購入の推進
- ・ ごみの発生抑制
- ・ 公用車利用の削減

70%以上達成できた項目

- ・ エコドライブの推進

50%以上達成できた項目

- ・ ノーカーデーの奨励

(2) 温室効果ガスの削減について

- ・ 温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を平成 22 年度において、平成 16 年度（基準年度）の排出量 8,716 t から 5%減を目標としています。

	平成 16 年度	平成 19 年度	増	減
			二酸化炭素換算量(kg-CO ₂)	比 率
二酸化炭素換算量 (k g - CO ₂)	8,716,431	8,772,206	55,775	0.6 %

(3) 省エネルギーの推進のための取組について

- ・電気及び都市ガスの使用量を平成 22 年度において平成 16 年度比 5%減を目標としています。

	平成 16 年度	平成 19 年度	増 減	
項 目	使 用 量	使 用 量	使 用 量	比 率
電 気	1, 4041, 230 kWh	14, 324, 561 kWh	283, 331 kWh	2. 0 %
都 市 ガ ス	666, 070 m³	670, 336 m³	4, 266 m³	0. 6 %

(4) 省資源の推進のための取組内容について

- ・水及び紙の使用量を平成 22 年度において平成 16 年度比 5%減を目標としています。

	平成 16 年度	平成 19 年度	増 減	
項 目	使 用 量	使 用 量	使 用 量	比 率
水の使用量	325, 247 m³	298, 783 m³	-26, 464 m³	-8. 1 %
紙 の 使 用	37, 986 kg	43, 522 kg	5, 536 kg	14. 6 %

(5) 公用車の適正使用及び低公害車の購入促進のための取組について

- ・公用車の燃料使用量を平成 22 年度において平成 16 年度比 5%減を目標としています。

	平成 16 年度	平成 19 年度	増 減	
項 目	使 用 量	使 用 量	使 用 量	比 率
ガ ソ リ ン	76, 102 ℓ	71, 108 ℓ	-4, 994 ℓ	-6. 6 %
軽 油	17, 111 ℓ	6, 835 ℓ	-10, 276 ℓ	-60. 0 %

- ・低公害車の導入状況について

	電気自動車	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	計
導入台数	0	11	19	30

公用車保有台数（平成 20 年 3 月 31 日現在） 236 台

低公害車保有台数（平成 20 年 3 月 31 日現在） 30 台

低公害車保有率 12. 7%

2 刈谷市グリーン購入

平成 13 年 4 月 1 日「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる「グリーン購入法」が施行されました。

この法律は、環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供等を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。そして、国や独立行政法人等に対しては環境物品等の選択を義務付け、地方公共団体に対しては努力するよう求め、国民、事業者に対しては一般的責務として求めています。情報提供に関しても、国、物品の製造、輸入、販売等する事業者、情報提供団体に対し、義務付け等が求められています。

このような位置付けにある刈谷市ではありますが、国と同様の責務を担い、環境物品等の調達を推し進めていきたいと考え、平成 14 年 4 月 1 日に「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づく「刈谷市調達目標」、「刈谷市グリーン購入物品表等」、「調達実績報告書」も策定いたしました。

(1) 刈谷市グリーン購入基本方針

私たちを取り巻く社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルや経済活動により環境に多くの負荷を与えており、こうした構造の変革を行政が市民、事業者にも率先して取り組み、環境負荷削減に努めなければなりません。

このため刈谷市は、その解決策の一つとして、環境に配慮した物品（以下「環境物品等」という。）を積極的に購入し環境負荷削減に努めるため、刈谷市グリーン購入基本方針（以下「基本方針」という。）を定め実行を図るものとする。

(基本方針の位置付け)

第 1 この基本方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」

第 10 条及び「刈谷市環境保全行動計画」の規定に基づき、刈谷市グリーン購入の基本的事項を定めるものとする。

(環境物品等の調達推進の基本原則)

第 2 各課等は、以下の基本的な考え方に従い調達を行うとともに、調達された物品等の使用を推進していくものとする。

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期間の使用であること。
- ⑤再利用が可能であること。
- ⑥リサイクルが可能であること。
- ⑦再生された素材や再利用された部品を利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

(調達時の物品等)

第 3 調達時の物品等は、購入する環境物品等の調達目標「刈谷市調達目標」及びその判断基準「刈

谷市グリーン購入対象物品表等（以下「物品表等」という。）のとおりとし、適宜見直しをするものとする。

- 2 各課等は、「物品表等」に掲げる環境物品等に限らず、その事務または事業の状況に応じできる限り幅広く調達するように努めるものとする。

（公表）

第4 「基本方針」、「刈谷市調達目標」及び「物品表等」は、公表するものとする。

（調達実績）

第5 各課等は、環境物品等の調達実績を的確に把握し、環境課から請求があったときは実績報告をするものとする。

※ グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することです。



チーム・マイナス6%

平成17年4月から、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガス削減行動に結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革する国民運動として「チーム・マイナス6%」が始まりました。刈谷市もこの活動を応援しています。

(2) 刈谷市グリーン購入物品表等

分 類	品 目
1 紙 類	コピー用紙、 フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター用塗工紙、 ジアゾ感光紙、 印刷用紙（カラー用紙を除く）、 印刷用紙（カラー用紙）、 トイレットペーパー、 ティッシュペーパー
2 文 具 類	シャープペンシル、 シャープペンシル替芯、 ボールペン、 マーキングペン、 鉛筆、 スタンプ台、 朱肉、 印章セット、 ゴム印、 回転ゴム印、 定規、 トレー、 消しゴム、 ステープラー、 ステープラー針リムーバー、 連射クリップ（本体）、 事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、 クラフトテープ、 粘着テープ（布粘着）、 両面粘着紙テープ、 製本テープ、 ブックスタンド、 ペンスタンド、 クリップケース、 はさみ、 マグネット（玉）、 マグネット（バー）、 テープカッター、 パンチ（手動）、 モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、 紙めくりクリーム、 鉛筆削（手動）、 OAクリーナー（ウェットタイプ）、 OAクリーナー（液タイプ）、 ダストブロワー、 レターケース、 メディアケース（FD・CD・MD用）、 マウスパッド、 OAフィルター（デスクトップ（CRT・液晶）用）、 丸歯式紙裁断機、 カッターナイフ、 カuttingマット、 デスクマット、 OHPフィルム、 絵筆、 絵具、 墨汁、 のり（澱粉のり）、 のり（液状）、 のり（固形）、 のり（テープ）、 ファイル、 バインダー、 ファイリング用品、 アルバム、 つづりひも、 カードケース、 事務用封筒（紙製）、 窓付き封筒（紙製）、 けい紙、 起案用紙、 ノート、 タックラベル、 インデックス、 パンチラベル、 付箋紙、 付箋フィルム、 黒板拭き、 ホワイトボード用イレーザー、 額縁、 ごみ箱、 リサイクルボックス、 缶・ボトルつぶし機（手動）、 名札（机上用）、 名札（衣服取付型／首下げ型）
3 機 器 類	いす、 机、 棚、 収納用什器（棚以外）、 ローパーティション、 コートハンガー、 傘立て、 掲示板 黒板、 ホワイトボード
4 O A 機 器	コピー機、 複合機、 拡張性のあるデジタルコピー機、 プリンタ、 プリンタ／プリンタファクシミリ兼用機、 ファクシミリ、 スキャナ、 磁気ディスク装置、 ディスプレイ、 シュレッダー、 デジタル印刷機
5 家 電 製 品	電気冷蔵庫、 電気冷凍庫、 電気冷凍冷蔵庫、 電機便座
6 エアコンディショナー等	エアコンディショナー、 ガスヒートポンプ式冷暖房機、 ストーブ
7 温 水 器 等	電気給湯器、 ガス温水機器、 石油温水機器、 ガス調理機器
8 照 明	蛍光灯照明器具、 蛍光管
9 自 動 車 等	自動車、 ETC車載器、 VICS車載器
10 消 火 器	消火器
11 制服・作業服	制服、 作業服
12 インテリア・ 寝 装 寝 具	カーテン、 タフテッドカーペット、 タイルカーペット、 織じゅうたん、 ニードルパンチカーペット、 毛布、 ふとん、 ベッドフレーム、 マットレス
13 作業用手袋	作業手袋
14 その他繊維製品	集会用テント、 ブルーシート、 防球ネット
15 設 備	太陽光発電システム、 太陽熱利用システム、 燃料電池、 生ごみ処理機
16 公 共 工 事	公共工事
17 役 務	省エネルギー診断、 印刷、 食堂、 自動車専用タイヤ再生、 自動車整備

全体 17分類 147品目

(3) 刈谷市グリーン購入 調達実績

平成 19 年度分

分 類	環境物品等調達率	調 達 総 量	環境物品等調達量
1 紙 類※			
2 文 具 類	97.7%	60,693	59,292
3 機 器 類	98.1%	1,140	1,118
4 O A 機 器	94.6%	37	35
5 家 電 製 品	71.4%	14	10
6 エアコンデ`ィション等	76.9%	13	10
7 温 水 器 等	100%	1	1
8 照 明	61.3%	4,357	2,670
9 自 動 車 等	91.7%	12	11
10 消 火 器	93.1%	29	27
11 制 服 ・ 作 業 服	62.8%	364	204
12 インテリア・寝装寝具	100%	670	670
13 作 業 用 手 袋	30.9%	2,169	670
14 その他繊維製品	0.9%	656	6
15 設 備	—	—	—
16 公 共 工 事	100%	357	357
17 役 務	100%	46	46

※平成 19 年度、古紙偽装があったため、古紙パルプ配合率が、グリーン購入の判断基準となっている品目については、対象から外している。